

2023 年度 中小企業海外展開現地支援プラットフォーム事業  
調査レポート

## カンボジア税制の概要

(2023 年 8 月)

日本貿易振興機構（ジェトロ）  
プノンペン事務所

海外展開支援部

## 本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）プノンペン事務所が Ernst & Young (Cambodia) Ltd.（に作成委託し、2023 年 8 月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Ernst & Young (Cambodia) Ltd. は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Ernst & Young (Cambodia) Ltd. が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

ジェトロ・プノンペン事務所

E-mail : [CPH@jetro.go.jp](mailto:CPH@jetro.go.jp)

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外展開支援部 戦略企画課 個別支援班

E-mail : [Platform-bda@jetro.go.jp](mailto:Platform-bda@jetro.go.jp)

The logo for JETRO (Japan External Trade Organization) is displayed in a large, bold, serif font.

## 目次

1. 主な税目	1
2. 月次申告	2
2-1. 課税の範囲	2
2-2. 月次申告の概要	3
2-3. 月次申告の手続	3
2-4. 月次申告の対象となる税目	4
(1) 前払事業所得税 (Prepayment of Tax on Income)	4
(2) 給与税 (Tax on Salary)	5
(3) フリンジベネフィット税 (Tax on Fringe Benefit)	7
(4) VAT (Value Added Tax)	8
(5) 源泉徴収税 (Withholding Tax)	14
3. 年次申告	16
(1) 事業所得税 (Tax on Income)	16
(2) ミニマム税 (Minimum Tax)	19
4. その他の税金	20
5. 移転価格税制	23
6. 税務調査	24
7. 租税条約	26
8. 会計・監査	27

## 1. 主な税目

カンボジアで課税される主な税目は以下の通りです。

税目 (税法 該当条文)		税率
前払事業所得税 (第 28 条)		<ul style="list-style-type: none"> <li>月間売上高に対して 1%</li> <li>年次申告時の納税額に充当可</li> </ul>
給与税	居住者 (第 47 条)	全世界所得に対して 0~20%
	非居住者 (第 49 条)	カンボジア源泉所得に対して 20%
フリンジベネフィット税 (第 48 条)		付加給付に対して 20%
源泉徴収税 (第 25 条) (居住者への支払い)	サービス料	15%
	ロイヤルティ	15%
	支払利息	15%
	賃借料	10%
	預金利息	4%、6%
源泉徴収税 (第 26 条) (非居住者への支払い)	利息	14%
	配当金	14%
	サービス	14%
	経営・技術サービス	14%
	動産・不動産収益	14%
	ロイヤルティ	14%
	不動産売却益	14%
	保険料	14%
	動産売却益	14%
	恒久的施設(PE)	14%
VAT (第 65 条)		物・サービスの供給に対して 10%
事業所得税 (第 20 条)		課税所得に対して原則 20%
ミニマム税 (第 24 条)		<ul style="list-style-type: none"> <li>年間売上高の 1%</li> <li>事業所得税とミニマム税のいずれか高い方が要納税額</li> </ul>

## 2. 月次申告

### 2-1. 課税の範囲

カンボジアでは自ら税額を計算し申告・納付を行う **Self-Assessment System**（申告納税方式）が課税方式として利用されており、納税者は小規模納税者、中規模納税者、大規模納税者の3つに区分されます。

- 小規模納税者

個人事業主またはパートナーシップであり、以下のいずれかに該当する者

- 農業、サービス、商業分野で年間売上が2.5億～10億リエル（≒62,500USD～250,000USD）
- 産業分野で年間売上が2.5億～16億リエル（≒62,500USD～400,000USD）
- 年間のうち連続する3ヶ月の売上が6千万リエル（≒15,000USD）超
- 翌3ヶ月間の売上見込みが6千万リエル（≒15,000USD）超
- 商品の供給やサービスの提供のために入札へ参加している

- 中規模納税者

個人事業主またはパートナーシップであり、以下のいずれかに該当する者

- 農業分野で年間売上が10億～40億リエル（≒250,000USD～1,000,000USD）
- サービス、商業分野で年間売上が10億～60億リエル（≒250,000USD～1,500,000USD）
- 産業分野で年間売上が16億～80億リエル（≒400,000USD～2,000,000USD）

中規模納税者には以下も含みます

- 法人登録された企業、駐在員事務所
- 政府機関、地方政府、協会、NGO またはこれらの機関の下で行われるプロジェクト
- 在外領事館及び大使館、国際機関や外国政府の技術協力機関

- 大規模納税者

個人事業主、パートナーシップまたは法人であり、以下のいずれかに該当する者

- 農業分野で年間売上が40億リエル（≒1,000,000USD）超
- サービス、商業分野で年間売上が60億リエル（≒1,500,000USD）超
- 産業分野で年間売上が80億リエル（≒2,000,000USD）超

大規模納税者には以下も含みます

- 多国籍企業の子会社、外国企業の支店
- QIP の認可を受けた企業

申告した売上高が実際の売上高を正確に反映していない場合、租税総局は総資産に基づき、以下の通り区分する権限を有しています。

- 小規模納税者
  - 農業、サービス、商業分野で総資産が2億～10億リエル（≒50,000USD～250,000USD）
  - 産業分野で総資産が2億～20億リエル（≒50,000USD～500,000USD）
- 中規模納税者
  - 農業、サービス、商業分野で総資産が10億～20億リエル（≒250,000USD～500,000USD）
  - 産業分野で総資産が20億～40億リエル（≒500,000USD～1,000,000USD）
- 大規模納税者
  - 農業、サービス、商業分野で総資産が20億リエル（≒500,000USD）超
  - 産業分野で総資産が40億リエル（≒1,000,000USD）超

外国法人でも支店（branch office）であれば、カンボジア法人と同様に税務申告の義務があります。

（関連規定）

- 税法 第6条（納税方式と会計ルール）
- 2021年1月12日付納税者の区分に関する省令第009号

## 2-2. 月次申告の概要

カンボジアでは、毎年1度の年次申告に加えて、毎月、税務申告を行う月次申告の制度があります。月次申告の対象となる主な税金は以下の通りです。

- 前払事業所得税
- 給与税
- フリンジベネフィット税
- VAT（付加価値税）
- 源泉徴収税

## 2-3. 月次申告の手続

上述の税金にかかる月次申告書（Monthly Tax Return）をそれぞれ作成します。月次申告書

は、販売記録(Sale Record)、物品やサービスの購買記録(Purchase Record)、給与情報などを基に作成します。2021年1月より e-Filing による電子申告制度が導入されており、これらの情報は e-Filing システム上に入力します。要納税額を金融機関またはオンラインの e-payment で支払うと申告が完了します。以前は紙の申告書を提出する必要がありましたが、e-Filing の導入によりオンライン上で申告納税が可能です。e-Filing の納税期限は翌月 25 日までです。

なお、月次申告では以下の点に留意する必要があります。

- 金額は米ドル建てではなく、すべてクメールリエル建て

すべての金額表示はクメールリエル建てとなります。日常取引は一般的に米ドル建てで行われることが多いですが、申告上はクメールリエル建てで表示し、納税を行います。月次申告書上、米ドルからクメールリエルへの換算の際に適用する為替レートは、カンボジア国立銀行(National Bank of Cambodia)が公表している月末の為替レートを使用する必要があります。ただし、給与税およびFRINGE BENEFIT 税の計算は、毎月 15 日の為替レートを使用して換算替えします。なお、月末がカンボジア国立銀行の休業日の場合は、その前日の為替レートを使用する必要があります。

- 設立後すぐに税務申告開始

新規設立企業は、設立登録が完了するとすぐに税務申告の義務が発生し、設立登録月の翌月 25 日には e-Filing による初回の月次申告が始まります。そのため、設立の過程で計画的に申告の準備をしておく必要があります。

(関連規定)

- 2022年4月8日付 オンライン申告における VAT 申告の実施に関するインストラクション第 6900 号
- 2022年10月28日付 登録納税者の公式為替レートの使用に関するインストラクション第 26118 号

## 2-4. 月次申告の対象となる税目

### (1) 前払事業所得税 (Prepayment of Tax on Income)

年次申告で納税する事業所得税の前払いとして、月間売上高の 1% の前払事業所得税を納税します。ここでの月間売上高は VAT を控除した後の税抜金額を用います。また、売上高には主たる事業から生じる収入だけでなく、補助収入も含まれます。補助収入としては、以下のものが挙げられます。

- 不動産から生じる賃貸収入
- 第三者および従業員への不動産の無償使用 (市場価格が課税対象とみなされる)

- ・ ロイヤルティ
- ・ スクラップ売却、事業設備の賃貸等その他の補助収入

前払事業所得税は年次申告時の納税額から差し引かれるため、最終的には前払い分だけ年度末に納付する税額が少なくなります。年次申告の要納税額から控除しきれなかった前払事業所得税がある場合は、翌年度に繰り越すことができます。

なお、適格投資プロジェクト（QIP）の認可を受けた企業の場合、免税期間中は前払事業所得税は免除されます。

#### （関連規定）

- ・ 税法 第 28 条（前払事業所得税）
- ・ 2020 年 1 月 29 日付事業所得税に関する省令第 098 号 第 21 条（事業活動からの収入）
- ・ 2020 年 1 月 29 日付事業所得税に関する省令第 098 号 第 22 条（補助収入）
- ・ 2020 年 1 月 29 日付事業所得税に関する省令第 098 号 第 53 条（課税年度の事業所得税、確定税額又は控除額の計算）
- ・ 2020 年 1 月 29 日付事業所得税に関する省令第 098 号 第 54 条（課税年度のミニマム税、確定税額又は控除額の計算）

## （2）給与税（Tax on Salary）

### ① 概要

カンボジアの給与税は、国際的に多く採用されている居住地の概念と所得源泉の原則に従っています。

カンボジアの居住者は、国内外から獲得するすべての全世界所得がカンボジアの給与税の課税対象となるのに対し、非居住者はカンボジア源泉所得のみが課税対象となります。居住者に該当する場合、例えば日本源泉所得の給与も全世界所得の一部として課税対象になりますので、留意が必要です。

雇用主である企業に給与税の源泉徴収義務が課されており、従業員に代わって納税を行う必要があります。

なお、給与税の課税対象には、給与、報酬、賃金、賞与、時間外手当および補償が含まれます。

#### （関連規定）

- ・ 税法 第 40 条（目的）
- ・ 税法 第 41 条（課税対象）
- ・ 税法 第 42 条（定義）
- ・ 税法 第 51 条（源泉徴収義務）
- ・ 2003 年 12 月 31 日付 給与税に関する省令 第 1.1 条（課税給与）
- ・ 2021 年 9 月 8 日付給与税およびFRINGE・ベネフィット税のルール・規則のアップデートに関する省令第 543 号



## ② 居住者・非居住者の扱いについて

カンボジアの居住者には、次のような自然人が含まれます。

- ・ カンボジアに住居を有する（家屋、アパート、寮などを賃借もしくは所有）
- ・ カンボジアに主たる居住場所を有する（生活拠点としての実態がある）
- ・ 当課税年度で終了する12ヶ月において、182日超カンボジアに滞在

上記に該当しない場合は、非居住者として取り扱われます。

（関連規定）

- ・ 税法 第42条（定義）
- ・ 2003年12月31日付 給与税に関する省令 第1.3条（居住と源泉のルール）

## ③ 所得控除

給与税の課税対象となる給与から控除できる所得控除として、扶養控除があります。

被扶養配偶者（専業主婦のみ）及び子ども（14歳まで又は、学生の場合には25歳まで）については、一人あたり月額150,000リエルを課税対象給与から控除することができます。ただし、会社による証明が必要です。

（関連規定）

- ・ 税法 第46条（月間課税対象給与所得）
- ・ 2003年12月31日付 給与税に関する省令 第2.2条（被扶養児童）

## ④ 税率

給与税の税率は、居住者の場合と非居住者の場合でそれぞれ異なる税率が定められています。カンボジアの居住者の場合は、全世界所得に対して累進課税が適用され、非居住者の場合はカンボジア源泉所得に対して一律20%が課税されます。

- ・ 居住者の場合

居住者に適用される累進税率の速算表は以下の通りです。

月次課税給与（リエル）	税率	控除額（リエル）
0～1,500,000	0%	-
1,500,001～2,000,000	5%	75,000
2,000,001～8,500,000	10%	175,000
8,500,001～12,500,000	15%	600,000
12,500,001～	20%	1,225,000

月次課税給与×税率－控除額が給与税の税額となります。

例えば、月次課税給与が2,200,000 リエル、扶養控除対象者が2人の場合、課税標準は1,900,000 リエル（=2,200,000 リエル-150,000 リエル×2人）となり、税率は5%です。したがって、給与税の税額は20,000 リエル（=1,900,000 リエル×5%－75,000 リエル）となります。

- ・ 非居住者の場合

カンボジア源泉所得に対して一律20%が課税されます。

また、上述の通り、税務申告上、給与税の米ドルからクメールリエルへの換算替えはカンボジア国立銀行が公表している毎月15日の為替レートを使用する必要があります。

(関連規定)

- ・ 税法 第47条（従業員の給与税率）
- ・ 税法 第49条（非居住者の給与税の決定）
- ・ 2022年12月27日付 給与税において適用される税率に関するインストラクション第017号

### (3) フリンジベネフィット税 (Tax on Fringe Benefit)

#### ① 概要

個人の所得に課される税金として、給与税の他、フリンジベネフィット税があります。フリンジベネフィット税は従業員に対する付加給付に対して20%が課税されます。課税対象となる付加給付には以下のような項目が含まれ、給与税同様、雇用主である企業に源泉徴収義務が課されます。

- ・ 車両の私的利用（車両手当、車の貸与）
- ・ 食事や住宅の提供（食事手当、住宅手当）
- ・ 水道代、電気代、電話代や使用人代
- ・ 市場金利より低い利率での貸付
- ・ 値引き販売
- ・ 仕事に直接関係しない教育費（子供の教育費含む）
- ・ 生命保険料及び健康保険料（全従業員に適用されるものは除く）
- ・ 雇用には不合理で不必要な経費手当
- ・ 法で定められた水準を超える社会保障基金への拠出
- ・ 月次給与の10%を超える年金の拠出
- ・ 接待費、供応費、慰安費及び雇用とは関係の無い活動に係る費用

なお、金銭による支給だけではなく、物品やサービスの現物による支給も課税対象となる点、留意が必要です。

また、上述の通り、税務申告上、フリンジベネフィット税の米ドルからクメールリエルへの換算替えはカンボジア国立銀行が公表している毎月15日の為替レートを使用する必要があります。

## ② 免税対象

以下の支給内容は、事前に税務当局へ届け出るとフリンジベネフィット税が免税となります。

- 通勤手当、労働法により定められた住宅の提供及び住居手当
- 一律に支給される食事手当（役職や職位による区別無く）
- 法で定められた範囲内の社会保険料
- 一律に支給される健康保険料又は生命保険料（役職や職位による区別無く）
- 労働法により定められた育児手当又は託児所費用
- 労働法により定められた範囲内の退職金又は解雇補償金
- 車両の利用については、次の場合。①車両が就業時間外及び休日に業務スペースに駐車されている。②勤務時間外に車両が特定の社員、社員の家族に使用されていない。③車両が従業員や扶養親族の個人的な事業に使用されていない。

（関連規定）

- 税法 第44条（従業員の免税所得）
- 税法 第48条（フリンジベネフィット税の決定）
- 税法 第51条（源泉徴収義務）
- 2016年10月6日付 フリンジベネフィット税の源泉徴収義務の実施に関する通達
- 2021年9月8日付 給与税およびフリンジ・ベネフィット税のルール・規則のアップデートに関する省令第543号 第16条

## (4) VAT (Value Added Tax)

### ① 概要

カンボジアには、日本の消費税制度と同様に、VAT（付加価値税）の間接税制度があります。カンボジアのVAT制度のもとでは、売上高に対するVAT（受取VAT）は、顧客に請求する金額にVATを加算して顧客から受け取るもので、仕入高に対するVAT（支払VAT）は、仕入業者・納入業者から購入をする際に事業者が支払うVATを意味します。事業者は、受取VATから支払VATを差し引いた残額を租税総局に納付しなければなりません。

（関連規定）

- 税法 第66条（税額決定）
- 税法 第71条（VATの申告義務と納税義務）

## ② 課税取引

VAT 課税対象の取引は以下の通りです。

- カンボジア国内での課税事業者による物品販売およびサービス提供
- カンボジア国内で消費される電子商取引を通じたデジタル商品およびサービス提供
- 課税事業者による物品の自家消費
- 課税事業者による無償または原価を下回る価額での物品およびサービスの提供
- カンボジアの関税地域への物品の輸入

なお、「物品」には土地および貨幣は含まれません。電子商取引を通じたデジタル商品およびサービス提供が該当する取引範囲は広範囲に及びます。ソフトウェアの供給や関連するサービス、オンラインショッピング、ストリーミングやダウンロードによるデジタル商品やコンテンツの消費、eメールやビデオ会議等を通じた専門アドバイスなどが対象となり、カンボジア非居住者がサービスを提供する場合にも課税され、納税義務が生じるため、注意が必要です。

VATは、VAT対象物品価額（VAT適用前）に適用VAT税率を乗じて算出します。輸入品に係る

VATは、保険および輸送費を含む輸入価格に輸入関税および特定の商品やサービスに付加される特別税（Specific tax）を合算した金額に対して計算をします。以下の場合を除いて、VATの税率は10%です。

- 0%VAT

物品やサービスの輸出および旅客・貨物の国際運送に関係する一定の料金には0%課税が適用されます。また、裾野産業型のQIPや特定の輸出産業向けのコントラクターによる物品やサービスの提供にも0%課税が適用されます。税法では、QIP企業が購入するカンボジア国内で生産された資材に対しても0%課税が適用される旨が定められました。

- サービスの輸出

サービスの輸出については、以下のように取り扱われます。

- カンボジア国外で行われるサービス提供

カンボジア居住の納税者がカンボジア国外で従業員等を雇用すること等により、カンボジア国外でサービスを行う場合、当該サービスはカンボジア国外で行われたとみなされ、0%課税の対象となります。

- カンボジア国外で利用されるサービス提供

カンボジア居住の納税者がカンボジアでサービスを行い、カンボジア国外で直接かつ単独でサービスが利用される場合、当該サービスはカンボジア国外で利用されたとみなされ、0%課税の対象となります。一方、カンボジア非居住の納税者がカンボジア

での事業又は経済的な利益を目的として当該サービスを利用する場合、当該サービスはカンボジア国外で利用されたとはみなされず、10%課税の対象となります。

(関連規定)

- 税法 第 57 条 (定義)
- 税法 第 58 条 (税の負担者)
- 税法 第 59 条 (課税対象取引)
- 税法 第 60 条 (課税標準)
- 税法 第 65 条 (税率)
- 税法 第 75 条 (QIP 企業への VAT の適用)
- 2019 年 6 月 10 日付 サービスの輸出の VAT に関するインストラクション 第 9898 号
- 2021 年 9 月 8 日付 電子商取引提供者に対する VAT の手続に関する省令第 542 号

③ 非課税取引以下の取引は VAT 非課税です。

- 公共郵便サービス
- 病院、診療所、医療、歯科サービスおよびこれらのサービスに付随する医療品及び歯科製品の販売
- 完全国有の公共交通機関による旅客運送サービス
- 保険サービス
- 主要な金融サービス
- 関税が免税される個人使用目的の物品の輸入
- 経済財務省が認めた公共の利益のための非営利活動
- 教育サービス
- 電力や水道の供給
- 未加工農産物
- 固形、液体廃棄物の回収及び清掃
- 大使館、領事館、国際機関、外国政府の技術協力機関に関連する物品の輸入

さらに、特定の取引や特定の農産品の輸入に対する VAT は免税（政府により負担）されます。

納税者が非課税の物品またはサービスを供給する場合、それらの購入時に支払った支払 VAT は納税額から控除できません。これに対し、0%課税の物品またはサービスの供給の場合は、それらに関して支払った支払 VAT は控除できます。納税者が課税取引と非課税取引の両方を行なう場合には、支払 VAT のうち課税取引に対応する部分のみ控除することができます。

(関連規定)

- 税法 第 63 条 (非課税対象取引)

- 税法 第 64 条（外交機関や国際機関の非課税対象取引）
- 税法 第 68 条（仕入 VAT 控除と非課税対象取引）

#### ④ 控除対象外の支払 VAT

上述の通り、受取 VAT から支払 VAT が租税総局への要納税額となりますが、以下の一定の課税取引に関する支払 VAT は控除することができません。

- 交際費、娯楽費、レクリエーション費に関する支払 VAT（それらを事業として行っている場合を除く）。この「交際費」はあらゆる形態の飲食、タバコ、宿泊、歓待の提供を指します。
- 一定の石油製品の購入および輸入に関する支払 VAT（それらの石油製品の供給を事業として行っている場合を除く）。この「石油製品」はレギュラーガソリン、スーパーガソリン、潤滑油およびディーゼルオイルを指します。
- 乗用車の購入および輸入に関する支払 VAT（それらの乗用車の販売または賃貸を事業として行っている場合を除く）。この「乗用車」は 10 人乗り以下の旅客用に設計されたあらゆる自動車を指します。
- 携帯電話料金に関する支払 VAT
- 非課税取引を営む場合、それに対応する部分
- 有効なタックス・インボイス（輸入の場合は一定の通関書類）がない支払 VAT

（関連規定）

- 税法 第 70 条（控除不可の支払 VAT）
- VAT に関する政令 第 311 条

#### ⑤ VAT 登録

カンボジアで課税対象物品やサービスを提供するすべての課税事業者は、租税総局のオンラインシステムより VAT 事業者登録をしなければなりません。また、カンボジア開発評議会（CDC）からの承認を受けた事業をする事業者も課税対象物品を提供する前に、VAT 登録をしなければなりません。登録された事業者だけが VAT の還付を受けることができます。電子商取引を通じたデジタル商品およびサービス提供を行う事業者は、カンボジア居住者でなくとも、次のいずれかの要件を満たす場合は、VAT 事業者登録をする必要があります。未登録によりペナルティを受ける可能性もあるため、留意が必要です。ただし、カンボジア国内のグループ企業に対してのみサービスを提供する場合は、カンボジア国内企業が租税総局へ事前通知することを条件に、登録が免除されます。

- ・ 年間売上が 250 百万リエル (≒62,500USD) 以上
- ・ 課税年度中に、連続した 3 か月で 60 百万リエル (≒15,000USD) の売上が予想される

(関連規定)

- ・ 税法 第 77 条 (登録)
- ・ 2021 年 9 月 8 日付 電子商取引提供者に対する VAT の手続に関する省令第 542 号
- ・ 2023 年 1 月 24 日付 電子商取引提供者の VAT 手続に関するインストラクション第 2520 号

## ⑥ VAT 還付

以下の納税者については、VAT の還付が認められています。

- ・ 輸出を主な事業とする課税事業者。租税総局は課税事業者からの要請に応じて月次の支払 VAT 超過額を還付します。
- ・ 輸出者以外の課税事業者であり、3 ヶ月以上支払 VAT 超過額を有するもの
- ・ 大使館、領事館、国際機関、外国政府の技術協力機関

課税事業者に対する VAT は 40 日以内、ゴールドステータスを保有する課税事業者はそれよりも早期に還付されるとされていますが、実務上はそれ以上に時間がかかるケースがあります。ゴールドステータスとは、租税総局が各企業の租税に対する遵守状況を評価し、その結果企業に付与される評価結果を指します。

(関連規定)

- ・ 税法 第 72 条 (超過控除の処理)
- ・ 税法 第 73 条 (輸出事業者の還付)
- ・ 税法 第 74 条 (3 カ月以上超過控除が続く還付)
- ・ VAT に関する政令 第 41 条
- ・ 2016 年 12 月 23 日付 税法遵守による分類に関する省令第 1536 号
- ・ 2018 年 6 月 19 日付 VAT 還付手順に関する省令 第 4 条 (還付申請の要件)
- ・ 2018 年 6 月 19 日付 VAT 還付手順に関する省令 付録 1

## ⑦ 適切なインボイスの発行

中規模納税者または大規模納税者である VAT 登録事業者は、他の VAT 登録事業者である買い手と課税取引を行なう場合にはタックス・インボイスを発行する必要があります。一方で、VAT 非登録事業者に対して物品販売やサービス提供を行なう場合には、買い手に商業・インボイスを発行します。

物品やサービスの課税時点は、売り手がインボイスを発行すべき時点または、それより早くインボイスが発行されている場合はインボイスが発行された時点とされます。タックス・インボイスは物品の出荷日またはサービスの提供日と代金の前払いがあった日の、いずれか早い方から7日以内に発行する必要があります。

- タックス・インボイスの要件

適切なタックス・インボイスであるためには「Tax Invoice」という表題を付し以下の内容を含まなければなりません。

- a) 売り手の名称、住所、税務登録番号(TIN)
- b) 連番のインボイス番号
- c) インボイス発行日付
- d) 買い手の名称、住所、税務登録番号(TIN)
- e) 物品やサービスの内容、数量、販売単価
- f) 税抜の合計金額
- g) VAT およびその他の税金の金額
- h) 売り手、買い手の名称、署名

- コマーシャル・インボイスの要件

中規模納税者または大規模納税者である VAT 登録事業者が VAT 非登録事業者と取引を行う場合、コマーシャル・インボイスを発行しなければなりません。また、小規模納税者はコマーシャル・インボイスを発行する必要があります。

本体価格と VAT を区分する必要はありません。ただし、コマーシャル・インボイスに含まれる 10% の VAT は支払 VAT として控除することはできません。

コマーシャル・インボイスには「Commercial Invoice」という表題を付し以下の内容を含まなければなりません。

- a) 売り手の名称、住所、税務登録番号(TIN)
- b) 連番のインボイス番号
- c) インボイス発行日付
- d) 買い手の名称、住所
- e) 物品やサービスの内容、数量、販売単価
- f) 税込の合計金額
- g) 売り手の名称および署名

なお、インボイスの保管期間は、中規模納税者または大規模納税者は10年間、小規模納税者は3年間です。



(関連規定)

- 税法 第 201 条 (会計記録、法的書類および財務書類の保管)
- 税法 第 61 条 (取引の時期)
- 税法 第 78 条 (VAT インボイス)
- 2019 年 8 月 14 日付 VAT インボイスの発行に関する通達 第 723 号
- 2020 年 2 月 6 日付 インボイスの使用に関する告示 第 3218 号

## (5) 源泉徴収税 (Withholding Tax)

カンボジアも税の徴収に際し、源泉徴収税を設けています。しかし、日本では馴染みのない税制であるため、留意がより必要な項目の一つです。

居住者から次のようなサービスの提供を受けた場合などには、支払者は源泉徴収税を徴収する義務があります。税率はその内容と支払先に応じて異なります。

- 国内取引 (居住者への支払い)

項目	内容	税率
サービス料	支払サービス料 ただし、以下の場合は免税 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 50,000 リエル以下のサービス料</li> <li>• 登録納税者への支払であり、有効なタックス・インボイスを入手している場合</li> </ul>	15%
ロイヤルティ	無形資産及び鉱物権益に対するロイヤルティ	
支払利息	国内金融機関以外に対して支払う利息	
賃借料	動産及び不動産の賃借料の支払い。ただし、以下の場合は免税 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 既に源泉徴収税が支払われた不動産賃借業からのサブリースへの支払いの場合</li> <li>• 登録納税者への支払であり、有効なタックス・インボイスを入手している場合</li> </ul>	10%
預金利息	国内金融機関の定期預金に係る利息	6%
	国内金融機関の非定期性預金に係る利息	4%

・ 国外取引（非居住者への支払い）

項目	内容	税率
利息	居住者によって支払われた利息	14%
配当金	居住者による配当	14%
サービス	カンボジアで行われたサービスによる収益	
経営・技術サービス	経営サービス及び技術サービスの対価	
動産・不動産収益	カンボジアにある動産及び不動産からの収益	
ロイヤルティ	無形資産の使用料や使用权	
不動産売却益	カンボジアにある不動産の売却及び不動産の権利の譲渡による利益	
保険料	カンボジアにおけるリスクに関する保険料	
動産売却益	カンボジアにおける PE の事業資産の一部である動産の売却益	
恒久的施設 (PE)	PE を通して非居住者によって行われた事業活動による利益	

源泉徴収税は、実際に支払いがあった時点で発生しますが、未払いの場合でも会計帳簿に記帳された時点で支払いがあったものとみなされます。すなわち、未払金や未払費用として費用計上すべきタイミングで申告納税義務が発生し、支払いをする側が源泉徴収税を納付しなければなりません。

また、実務上、サービス等の提供側が源泉徴収税を差し引くことに合意せず、支払者が源泉徴収税を差し引く前の総額をサービス等の提供者へ支払うケースがあります。源泉徴収義務は支払者にあるため、この場合でも源泉徴収税は支払者が納税する必要があります。加えて、源泉徴収しなかった当該源泉徴収税は事業所得税の計算上、損金不算入となるため留意が必要です。

（関連規定）

- ・ 税法 第 25 条（源泉徴収税全般）
- ・ 税法 第 26 条（非居住者に対する支払いに係る源泉徴収）
- ・ 税法 第 31 条（源泉徴収代理人の義務）
- ・ 税法 第 33 条（カンボジア源泉所得）

- 2020年1月29日付 事業所得税に関する省令第098号 第45条（全般）
- 2020年1月29日付 事業所得税に関する省令第098号 第46条（居住者に対する支払いに係る源泉徴収税）
- 2020年1月29日付 事業所得税に関する省令第098号 第47条（非居住者に対する支払いに係る源泉徴収税）
- 2020年1月29日付 事業所得税に関する省令第098号 第48条（源泉徴収税の免除）
- 2020年1月29日付 事業所得税に関する省令第098号 第49条（源泉徴収税の計算）
- 2020年1月29日付 事業所得税に関する省令第098号 第50条（源泉徴収代理人およびその義務）

### 3. 年次申告

年次申告には、法人の課税所得に対して課税される事業所得税（Tax on Income）と売上に対して課税されるミニマム税（Minimum Tax）が存在し、事業所得税とミニマム税のいずれか大きい方を年次申告時に納税する必要があります。ただし、月次申告で納付済みの前払事業所得税を年次申告の納税額から差し引くことが出来ます。

なお、年次申告は期末日後3か月以内に申告納税する必要があります。

#### (1) 事業所得税（Tax on Income）

##### ① 税率

事業所得税の税率は、課税所得に対して20%の税率です。しかし、以下の場合には、例外的な取り扱いがされています。

- カンボジア開発評議会（CDC）でQIPの認可を受けた場合、免税期間中は0%
- 石油、ガス、特定の鉱物開発事業 30%
- 保険事業 5%（総保険料収入ベース）

（関連規定）

- 税法 第20条（課税の決定）
- 税法 第21条（保険会社における所得税）

##### ② 免税

CDCでQIPの認可を受けた場合、免税の恩恵を受けることになります。

免税の対象となるのは事業所得税および月次で支払う前払事業所得税です。この免税期間は損益の状況やプロジェクト内容により、合計で3年～9年間となります。免税の恩恵は事業所得税と関税等の一部または全額免除を意味するのであって、その他の税目は毎月の申告納付が必要です。

なお、QIPの投資優遇措置を受けるためにはコンプライアンス証明書（COC）を毎年CDCから取得する必要があるとされています。

## (関連規定)

- 投資法 第26条 (投資インセンティブ)
- 投資法施行令 第14条 (一般原則)
- 投資法施行令 第15条 (事業所得税)
- 投資法施行令 第16条 (関税免除)
- 投資法施行令 第17条 (報告の義務)
- 投資法施行令 第18条 (履行証明)

## ③ 課税所得の計算

カンボジア法人の事業所得税は、課税所得に対して課税されます。この課税所得とは、「会計上の利益±申告調整＝課税所得」として計算されます。

## (関連規定)

- 税法 第7条 (課税所得)
- 2020年1月29日付 事業所得税に関する省令第098号 第51条 (課税所得)

## ④ 損金算入・不算入の基準

損金算入の際、次のようなものが注意すべき支出として挙げられます。

- 支給が適切と認められる範囲内で会社の役員に支給した費用は損金算入されます。
- 工場や建物に関連して発生した利息および諸税は、建設や資産の取得をする間に発生した範囲内で資産の建設価額または取得価額に含め、他の減価償却資産と同様に、減価償却します。
- 支払利息は、利息控除前調整利益の50%と受取利息との合算額の範囲内でのみ、損金への算入が認められています。また損金算入されなかった超過支払利息額は、5年間、次年度に繰り越すことが認められています。
- 固定資産は次のように種類ごとに定められた償却率と償却方法に応じて、減価償却費として損金算入することが認められています。

## • 有形固定資産

資産の種類	減価償却方法	償却率
建物および構築物	定額法	5%
コンクリート造でない建物	定額法	10%
コンピュータ、電子情報システム、電子機器、データ保管機器	定率法	50%

乗用車、トラック、オフィス家具、その他備品	定率法	25%
その他の有形固定資産	定率法	20%

・ 無形固定資産

資産の種類	減価償却方法	償却率
耐用年数が決定可能な無形資産	資産の耐用年数に基づく定額法	
それ以外の無形固定資産	定額法	10%

- ・ 探査と開発に関する支出は、関連の天然資源の探査に関連する支出（いわゆる開発費用）については、生産量に応じた費用化が認められます。
- ・ 非営利活動に対する寄付金は、当該寄付金を控除前の利益の5%を超えない範囲内で、損金算入が認められています。
- ・ 娯楽、レクリエーションや接待性の支出は、損金算入できません。
- ・ 税の対象とならない個人的な支出（たとえば自家消費や個人的な資産の購入など）は、損金算入できません。

(関連規定)

- ・ 税法 第11条（許められる控除）
- ・ 税法 第12条（支払利息）
- ・ 税法 第13条（有形固定資産の減価償却）
- ・ 税法 第14条（無形資産の減価償却）
- ・ 税法 第15条（農業および天然資源の減価償却）
- ・ 税法 第16条（寄付）
- ・ 税法 第19条（許められない控除）
- ・ 2020年1月29日付 事業所得税に関する省令第098号 第32条（利息）
- ・ 2020年1月29日付 事業所得税に関する省令第098号 第33条（例外的又は特別な経費）
- ・ 2020年1月29日付 事業所得税に関する省令第098号 第38条（減価償却方法）

⑤ 特別償却

QIPの場合には、資産を取得した最初の年または取得資産を初めて使用する年に40%を特別償却することができます。しかし、特別償却の対象は製造など事業目的に使用する資産のみです。また、特別償却を選択した場合は、事業所得税の免税の恩恵を受けることは出来ません。

(関連規定)

- ・ 投資法 第26条（投資インセンティブ）
- ・ 税法 第13条（有形固定資産の減価償却）

- ・ 2020年1月29日付 事業所得税に関する省令第098号 第41条（特別償却）

## ⑥ 欠損

欠損が発生した場合、翌年度の所得から控除することができます。控除後もなお欠損金が残る場合、当該欠損金は5年間繰り越すことができます。但し、事業内容を変更した場合は、旧事業に係る欠損金は繰り越すことが出来ません。

（関連規定）

- ・ 税法 第17条（繰越欠損金）
- ・ 2020年1月29日付 事業所得税に関する省令第098号 第55条（繰越欠損金のルール）

## (2) ミニマム税 (Minimum Tax)

### ① 税率

ミニマム税は、VATを除く年間売上高の1%に相当するものです。また、ここでの売上高には主たる事業から生じる収入だけでなく、補助収入も含まれます。補助収入としては、以下のものが挙げられます。

- ・ 不動産から生じる賃貸収入
- ・ 第三者および従業員への不動産の無償使用（市場価格が課税対象とみなされる）
- ・ ロイヤルティ
- ・ スクラップ売却、事業設備の賃貸等その他の補助収入

前述の通り、年次申告では事業所得税とミニマム税のいずれか大きい方を納税する必要があります。すなわち、ミニマム税は納税者の利益または損失に関係なく、最低限の税負担が義務づけられています。

なお、月次申告で納付済みの前払事業所得税を年次申告の納税額から差し引くことが出来ます。年次申告の要納税額から控除しきれなかった前払事業所得税がある場合は、翌年度に繰り越すことが出来ます。

（関連規定）

- ・ 税法 第24条（ミニマム税）
- ・ 税法 第28条（前払事業所得税）
- ・ 税法 第39条（課税年度のミニマム税、確定税額又は控除額の計算）
- ・ 2020年1月29日付 事業所得税に関する省令第098号 第53条（課税年度の事業所得税、確定税額又は控除額の計算）
- ・ 2020年1月29日付 事業所得税に関する省令第098号 第54条（課税年度のミニマム税、確定税額又は控除額の計算）

### ② 免税

ミニマム税は、QIP 事業の場合は独立監査人の監査報告書を条件として、免税となります。監査報告書を保有していない会社は、旧投資法適用時は、適切な会計記録を保持している場合に免税が適用されると定められていましたが、ゴールドステータスを保有する課税事業者が免税となるかは定められておらず、租税総局の口頭確認により免税が適用されていました。新投資法施行以降も同様に免税となるかは、当局からまだ明確なアナウンスはありませんが、適切な会計記録を保持している場合は引き続き免税が適用されています。ゴールドステータスを保持する場合の適用可否は、租税総局に確認する必要があります。

(関連規定)

- 投資法 第 26 条 (投資インセンティブ)
- 税法 第 24 条 (ミニマム税)
- 2017年7月4日付 不適切な会計記録の要件とミニマム税の支払手続に関する省令第 638 号 第 6 条

## 4. その他の税金

### (1) 前払配当税 (Advanced Tax on Dividend Distributions)

事業所得税が課税される前の利益を配当した場合、配当金額を事業所得税率 (通常 20%) でグロスアップした金額に事業所得税率を乗じた額を納付する必要があります。納付した前払配当税は年次の事業所得税から差し引くことができます。また、前払配当税が年次の事業所得税を上回る場合は翌年度に繰り越すことができます。なお、QIP の免税期間中の前払配当税は免税です。

(関連規定)

- 税法 第 23 条 (前払配当税)
- 2020年1月29日付 事業所得税に関する省令第 098 号 第 58 条 (前払配当税)

### (2) 資産譲渡税 (Capital Gains Tax)

不動産、投資資産や知的財産権などの無形資産、外貨の売却によって得られた利益に対して、20%の資産譲渡税が課税されます。ただし、当該税金の適用は 2024 年 1 月 1 日からとなる見込みです。

(関連規定)

- 税法 第 165 条 (資産譲渡税)
- 2020年4月1日付 資産譲渡税に関する省令第 346 号

### (3) 特定商品・サービス税 (Specific Tax on Goods and Services)

特定の商品やサービスに対して課税されます。

- ソフトドリンク：10%
- たばこ：20%
- ビール：30%
- ワイン：35%
- 娯楽サービス：10%
- 国内外の航空券：10%
- 電話サービス：3%

特定の現地生産品の特定商品・サービス税は、VAT および特定商品・サービス税を除く販売価格の90%となる場合があります。

(関連規定)

- 税法 第85条 (特定商品・サービス税)
- 2015年12月29日付 関税率と特定商品税の調整に関する政令第192号

#### (4) 公共照明税 (Public lighting tax)

輸入業者および現地製造業者は、アルコール飲料およびたばこの全ての税金を含む (VAT および公共照明税を除く) 販売価格に対して3%が課税されます。販売業者はアルコール飲料およびたばこの全ての税金を含む (VAT および公共照明税を除く) 販売価格の20%の金額に対して、3%の公共照明税が課税されます。販売業者とは、輸入業者および現地製造業者を除く、アルコール飲料およびたばこの転売を行う者をさします。

(関連規定)

- 税法 第92条 (公共照明税)
- 2017年10月9日付 公共照明税の課税基礎に関する省令第976号

#### (5) 宿泊税 (Accommodation Tax)

宿泊税は、VAT を除く全ての税金を含む宿泊費に2%が課税されます。

(関連規定)

- 税法 第100条 (宿泊税)
- 税法 第103条 (宿泊税の税率)
- 2005年7月14日付 宿泊税の適用に関する省令第380号



#### (6) パテント税 (Patent Tax)

年間売上高に応じて 400,000 リエルから 5 百万リエルを毎年 3 月 31 日までに支払う必要があります。

##### (関連規定)

- ・ 税法 第 108 条 (パテント税)
- ・ 2021 年 3 月 26 日付 パテント税の手続きに関する省令第 193 号

#### (7) 印紙税 (Transfer tax, Stamp duty または Registration tax)

建物や土地等の不動産の所有権の変更は不動産価値の 4%、車両等の所有権の変更は車両等の価値の 4%の資産譲渡税が譲渡人に対して課税されます。また、株式譲渡の場合は株価の 0.1%が課税されます。

##### (関連規定)

- ・ 税法 第 155 条 (印紙税)
- ・ 税法 第 158 条 (印紙税の税率)
- ・ 2015 年 3 月 31 日付 印紙税の付録編集に関する政令第 40 号

#### (8) 固定資産税 (Immovable property tax)

不動産価額が 1 億リエルを超える不動産に対して、毎年 0.1%が課税されます。

##### (関連規定)

- ・ 税法 第 147 条 (固定資産税)
- ・ 税法 第 150 条 (固定資産税の税率)
- ・ 2011 年 5 月 5 日付 資産税の課税基礎に関する省令第 371 号

#### (9) 遊休土地税 (Tax on unused land)

遊休土地の市場価額に対して 2%が課税されます。

##### (関連規定)

- ・ 税法 第 173 条 (遊休土地税)
- ・ 税法 第 176 条 (遊休土地税の税率)
- ・ 1996 年 7 月 5 日付 遊休土地税の徴収に関する省令第 224 号

#### (10) 自動車税 (Means of transportation tax)

バイクを除く全ての輸送手段に対して課税されます。

(関連規定)

- ・ 税法 第 181 条 (自動車税)
- ・ 2014 年 5 月 7 日付 自動車税の徴収に関する省令 第 548 号

### 5. 移転価格税制

#### (1) 概要

移転価格税制とは、関連者との所得の海外移転の防止を目的とした制度です。すなわち、関連者間の取引の場合、任意に取引価格調整をすることが可能であるため、取引価格を通常と異なる金額に設定することで所得を海外に移転することを防止するための制度です。移転価格税制では関連者との取引価格は第三者との通常取引価格 (独立企業間価格) で行うことが求められ、独立企業間価格であることを証明する必要があります。

カンボジアの移転価格税制は、2017 年 10 月 10 日付移転価格に関する省令 986 号によって定められています。本省令はカンボジアの納税者と国外関連者間の取引における移転価格の算定と検証のための独立企業原則に準拠しており、経済協力開発機構の移転価格ガイドライン (OECD ガイドライン) に基づいています。

なお、「関連者」とは親族および支配関係にある企業をさします。「支配」とは 20% 以上の取締役会もしくは出資持分の保有を意味します。国外取引に限定されておらず、国内の関連者間取引にも適用される可能性がある点、留意が必要です。

#### (2) 移転価格文書

移転価格文書 (ローカルファイル) は、関連者間取引が独立企業原則に基づいているかを検証し文書化するものです。移転価格文書は毎年作成し、租税総局から要請があった場合に提出する必要があります。

#### (3) 関連者取引リスト

年次申告書の付表に関連者取引情報を以下の 4 区分ごとに、名称及び居住国、関連者間取引の概要、並びに各関連者間取引の金額を記載する必要があります。

- ・ 関連者間の全ての収益及び売上
- ・ 関連者間の全ての費用及び仕入

- ・ 関連者間の貸付
- ・ 関連者間の借入

本関連者取引リストは年次申告書とともに、決算日後 3 か月以内に提出しなければなりません。

## 6. 税務調査

### (1) 税務調査の種類

税務調査には、机上調査、限定調査、包括調査の 3 種類があります。以下のように机上調査、限定調査、包括調査の順で調査範囲が広がります。

- ・ 机上調査 (Desk Audit)

机上調査は所轄税務署によって実施されます。机上調査では税務申告書にイレギュラーや不整合がないかをレビューします。一般的に実地調査は実施されませんが、リスクが高いと判断された場合などには実地調査に切り替えられます。机上調査は税務申告書提出後 12 か月以内に実施されます。

- ・ 限定調査 (Limited Audit)

限定調査は、事業所得税以外の一部の税目を対象とした調査です。税務調査官による実地調査が行われ、当年度および直前年度が対象となります。

- ・ 包括調査 (Comprehensive Audit)

包括調査は全ての税目を対象としたものであり、対象期間は直前の 3 年間です。脱税の証拠や、繰越欠損金又は繰越税額控除残高がある場合は、包括調査の対象期間は最大 5 年間に延長される可能性があります。さらに、脱税の証拠がある場合、経済財政省の承認のもと、最大 10 年間まで延長される可能性があります。

種類	実地調査	対象範囲	対象期間
机上調査 (Desk Audit)	無し	一部税目のみ	税務申告書の提出後 12 か月以内に開始
限定調査 (Limited Audit)	有り		当年度及び直前年度
包括調査 (Comprehensive Audit)			全ての税目

(関連規定)

- 2019年3月13日付 税務調査に関する省令第270号 第5条 (机上調査)
- 2019年3月13日付 税務調査に関する省令第270号 第6条 (実地調査)

## (2) 税務調査の流れ

税務調査は、企業が租税総局から税務調査の通知(Notification for tax audit)を受領することから始まります。税務調査の通知には、税務調査の種類、対象期間、調査日などが記載されています。

税務調査官に書類を提出し、質問に回答するといった税務調査対応の期間を経たのち、更正通知書(Notification letter for tax reassessment)が発行されます。税務調査は、全ての書類の提出後、机上調査の場合は3か月、限定調査および包括調査の場合は6か月を超えないと定められていますが、実務上はさらに長期間を要する場合があります。

更正の通知に異議がある場合は、企業は異議申立書(Protest letter)を提出することができます。異議申立書の提出期限は、更正の通知を受領した日から30日以内です。

租税総局からの異議申立書への回答にも異議がある場合は、更なる異議申し立て手続きを経て、更正の最終決定が行われます。

(関連規定)

- 税法第211条 (税務調査結果の手続)
- 2019年3月13日付 税務調査に関する省令第270号 第9条 (税務調査の通知)

## (3) 追徴課税

税務調査で納税不足額が発見された場合、納税不足額に対して10%、25%もしくは40%のペナルティおよび月利1.5%の遅延利息が課されます。

ペナルティの率は下記の通り決定されます。

- 10%：過失 (納税不足額が要納税額の10%以下の場合)
- 25%：重大な過失 (納税不足額が要納税額の10%超の場合)
- 40%：一方的更正 (会計記録がない場合や不正のある場合、税務調査の書類の提出をしない場合)

遅延利息の計算対象期間は、更正の通知が発行されるまでの期間です。遅延利息の計算対象期間がいたずらに延びることを防ぐためには、税務調査対応の過程で税務調査官と密にコミュニケーションを取ることが望ましいと考えられます。また、税務調査を受けていない期間に自主的に修

正申告を行う場合は、遅延利息が減額される制度が2022年3月14日から適用になりました。申告書の提出から6か月以内であれば50%、6ヶ月を超えての修正申告の場合は20%、遅延利息が減額されます。

(関連規定)

- 税法第223条（過失）
- 税法第224条（重大な過失）
- 税法第225条（税制実行に対する妨害）
- 税法第233条（追徴税額および遅延利息）
- 2019年3月13日付 税務調査に関する省令第270号 第17条（追徴税額および遅延利息）
- 2022年3月14日付 自主的な修正申告のインセンティブに関する省令 第217号

## 7. 租税条約

租税条約は、国際的な二重課税の回避や脱税の防止を目的として、二国間で合意された租税に関する課税のルールです。このルールの存在により、二国間の健全な投資・経済交流が促進されることが期待されます。

国際的な二重課税は、国外で生じた所得に対して、国外と国内の両方で課税される場合に生じます。租税条約ではこれを調整するため、一方の国のみで課税を認めることや、税金の免除および軽減などを定めています。例えば、租税条約締結国との取引に係る源泉徴収税の軽減などのメリットがあります。ただし、租税条約の恩恵を受けるにはオンラインシステムである e-DAT で事前に申請する必要があります。

また、脱税の防止を図るため、二国間の租税総局間で情報を互いに提供する情報交換についても定められています。

カンボジアの租税条約の締結状況は以下の通りです。

相手国	発効時期
シンガポール	2018年1月
タイ	2018年1月
中国	2019年1月
ブルネイ	2019年1月

ベトナム	2019年1月
香港	2020年1月
マレーシア	2021年1月
インドネシア	2021年1月
韓国	2022年1月

## 8. 会計・監査

### (1) 会計基準

カンボジアでは、原則として国際財務報告基準（IFRS）に基づく会計基準が適用されています。具体的には、IFRS と同等のカンボジア国際財務報告基準（CIFRS : Cambodian IFRS）と中小企業向け IFRS と同等の中小企業向けカンボジア国際財務報告基準（CIFRS for SMEs : Cambodian IFRS for Small and Medium Entities）の2つがあります。

中小企業向け IFRS は、完全版 IFRS の一部を簡素化したものです。その簡便性から、カンボジアでは中小企業向け CIFRS が多くの企業で採用されています。

ただし、上場企業や金融機関（マイクロファイナンス、リース等を除く）などは、CIFRS を使用しなければなりません。

### (2) 会計監査

QIP の場合や金融機関、上場企業、保険会社は会計監査が義務付けられています。また、以下の基準のうち、2つ以上を満たす場合も会計監査を受ける必要があります。

- ・ 年間売上高：40 億リエル（≒1,000,000USD）以上
- ・ 期末総資産：30 億リエル（≒750,000USD）以上
- ・ 年間平均従業員数：100 人以上

なお、監査を受けた企業は上記の基準を満たさなくなった場合でも、少なくとも3年間は継続して監査を受ける必要があります。一方で、監査要件を満たしている場合でも前年度末から12ヶ月間連続して事業活動を行っていない企業は、会計監査当局（Accounting and Auditing Regulator (ACAR)）へ監査免除の申請をすることが可能です。

監査は決算日後6か月以内に完了し、決算日から6ヶ月と15日以内に監査済財務諸表および監査報告書をACARへ提出する必要があるとされています。ただし、正当な理由がある場合は、期限の延長を申請することが可能です。

また、2020年度より同一の監査法人を5年超連続して監査人に指名できないこととされました。

(関連規定)

- 2020年7月10日付 財務諸表監査の義務に関する省令第563号

(3) 罰則

会計監査に関する法律を違反した場合、以下の罰金が課されます。

(単位：リエル)

	違反内容	大規模納税者	中規模納税者
A	事前承認のない会計及び監査に関する法律の会計年度(暦年)と異なる会計年度の使用	2,000,000 (≒500USD)	1,500,000 (≒375USD)
B	会計帳簿および財務諸表においてクメール語の不使用	2,000,000 (≒500USD)	1,500,000 (≒375USD)
C	会計帳簿および財務諸表において事前承認のないクメールリエル以外の通貨の使用	2,000,000 (≒500USD)	1,500,000 (≒375USD)
D	規定された期限までに財務諸表をACARに不提出または遅延	2,000,000 (≒500USD)	2,000,000 (≒500USD)
E	会計帳簿の不保持	10,000,000 (≒2,500USD)	10,000,000 (≒2,500USD)
F	法定の会計基準に基づいていない財務諸表の作成	10,000,000 (≒2,500USD)	8,000,000 (≒2,000USD)
G	独立監査人による財務諸表監査の不実施	20,000,000 (≒5,000USD)	16,000,000 (≒4,000USD)
H	法定の会計基準に従っていない財務諸表に基づく税務申告	10,000,000 (≒2,500USD)	8,000,000 (≒2,000USD)
I	会計及び監査に関する法律で定義されている会計書類の不保持	10,000,000 (≒2,500USD)	8,000,000 (≒2,000USD)

(関連規定)

- 2020年6月1日付 会計及び監査の法律違反に対する罰則に関する政令第79号

(4) 会計記録

会計記録の基礎となる資料はクメール語で作成すべきである旨が定められ、2022年1月より適用されました。ただし、英語の資料を基礎として、クメール語を付記する方法も認められています。

す。資料のうちクメール語化する範囲については ACAR と協議中です。以下の場合にはクメール語で資料を用意する必要はありませんが、会計システムがクメール語に対応していない場合は、ACAR へ書面で通知することが求められます。

- 会計システムから作成される資料
- 外国のビジネスパートナーにより作成される文書（英語でもクメール語でもない場合は、英語またはクメール語に翻訳する必要があります。）

(関連規定)

- 2021年9月1日付 会計記録における言語の使用に関する通達第009号